

福岡市保育士人材確保事業

福岡市内の保育所等で保育士として新たに就職をお考えの方、職場復帰をお考えの方を応援するために、次の2つの貸付事業があります。

- ①保育料の一部貸付事業 ②就職準備金貸付事業

※それぞれの貸付条件を満たせば、併用申請も可能。



①②いずれの貸付も2年間保育所等に勤務すると、貸付金全額が返還免除

○貸付申込みができる人と貸付内容

共通要件

- ・保育士として週20時間以上の勤務(※1)
- ・貸付利子は無利子
- ・連帯保証人1名必要(原則、県内に居住し、かつ独立の生計を営む成年者。)

①保育料の一部貸付事業 ～保育料の一部を最長1年間貸し付けます～

【対象者】未就学児がいる方で福岡市内の保育所等で

①②のいずれかに該当する方

①新たに勤務する方

②産後休暇・育児休業から職場復帰する方

【貸付額】 保育料の半額とし、月額27,000円以内

【貸付期間】 勤務を開始した日から1年以内

②就職準備金貸付事業 ～就職するために必要な資金を貸し付けます～

【対象者】①～③すべてをみとす方(同一の貸付対象者に対し1回限り)

①保育士登録後1年以上経過している方、又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の方のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した方(※2)

②保育士として以下の施設又は事業を離職後1年以上経過した方
又は勤務経験がない方

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業
小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園

③福岡市内の保育所等に新たに勤務する方

【貸付額】 200,000円以内

(ただし、一定の条件を満たす地域は、400,000円以内)(※3)

○返還内容

2年間保育所等に勤務した場合、貸付金全額が返還免除となります。

免除とならない場合：就職準備金貸付金は、1年以内（最長2年以内）で返還。

保育料の一部貸付金は、貸付期間の2倍（最長、貸付期間の4倍）に相当する期間で返還。

○申請に必要なもの

申請には、貸付申請書、保育士証、その他必要な書類（雇用契約書、保育所の入所決定通知、見積書や領収証など）の添付が必要になります。

※下線波線部分の(※1)～(※3)までは、平成28年10月11日以降に保育士として勤務開始している方が対象となります。平成28年4月1日～平成28年10月10日までに勤務開始している方は、(※1)は、週30時間となります。また、(※2)(※3)の適用はありません。

まずは、以下の電話番号へお尋ねください。

【問い合わせ、申込み先】

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 生活福祉課

住 所 〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39福岡市市民福祉プラザ4階

代表電話 (092) 751-1121 / FAX (092) 751-1509

受付時間 月～金(祝祭日、12月29日～1月3日を除く) 9時～17時



～公共交通機関のご利用にご協力ください～

●福岡市地下鉄(空港線)でお越しの場合 「唐人町」駅下車4番出口から徒歩約7分

●西鉄バスでお越しの場合

※天神、博多駅方面から乗車の場合は、路線経路が複数ありますのでご注意ください。

「黒門バス停」または「福大若葉高校前バス停」下車

●自家用車でお越しの場合 ◎駐車場 有料(料金は、30分100円です)